

定期的検査における精密検査及び板厚計測に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

定期的検査における精密検査及び板厚計測に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 Z7 には、就航後の船体検査に関する要件が規定されている。このうち、船体構造部材にアルミニウム等の材料が使用された場合には、その耐食性等を考慮し、鉄鋼材料に対する板厚計測とは別に、船級が適当と認める方法により板厚計測を実施することができる旨規定した改正が、2015 年 7 月に IACS 統一規則 Z7(Rev.23)として採択された。

また、IACS 統一規則 Z10.5 には、二重船側構造ばら積貨物船の船体検査に関する要件が規定されている。このうち、精密検査に関し、二重船側部の防撓様式に応じた対象部材を明確化するための改正が、2015 年 2 月に IACS 統一規則 Z10.5(Rev.15)として採択された。

今般、IACS 統一規則 Z7(Rev.23)及び Z10.5(Rev.15)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船体構造部材等に鉄鋼材料以外が用いられた場合の板厚計測の要件を規定した。
- (2) 二重船側構造ばら積貨物船の精密検査の対象部材について、縦式構造又は横式構造の場合の計測箇所を規定した。